

## 都留市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定書

都留市(以下「甲」という。)と三井住友海上火災保険株式会社(以下「乙」という。)  
は、次のとおり、包括連携に関する協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携しながら双方の資源を有効に活用することにより、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- (1) SDGs推進に関すること
- (2) 防災・減災及びリスクマネジメントに関すること
- (3) 地域産業の振興・支援に関すること
- (4) 子育て支援に関すること
- (5) 観光振興に関すること
- (6) 環境保全に関すること
- (7) 健康増進、高齢者・障がい者支援に関すること
- (8) 地域の安全・安心に関すること
- (9) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号の事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、第1項各号の事項の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

### (守秘義務)

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第 4 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間が満了する 1 か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から 1 年間協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第 5 条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 2 月 17 日

甲 山梨県都留市上谷一丁目 1 番 1 号

都留市長 堀内 富久 (自書)

乙 山梨県甲府市相生二丁目 3 番 16 号

三井住友海上火災保険株式会社

山梨支店長 浅妻 和範 (自書)